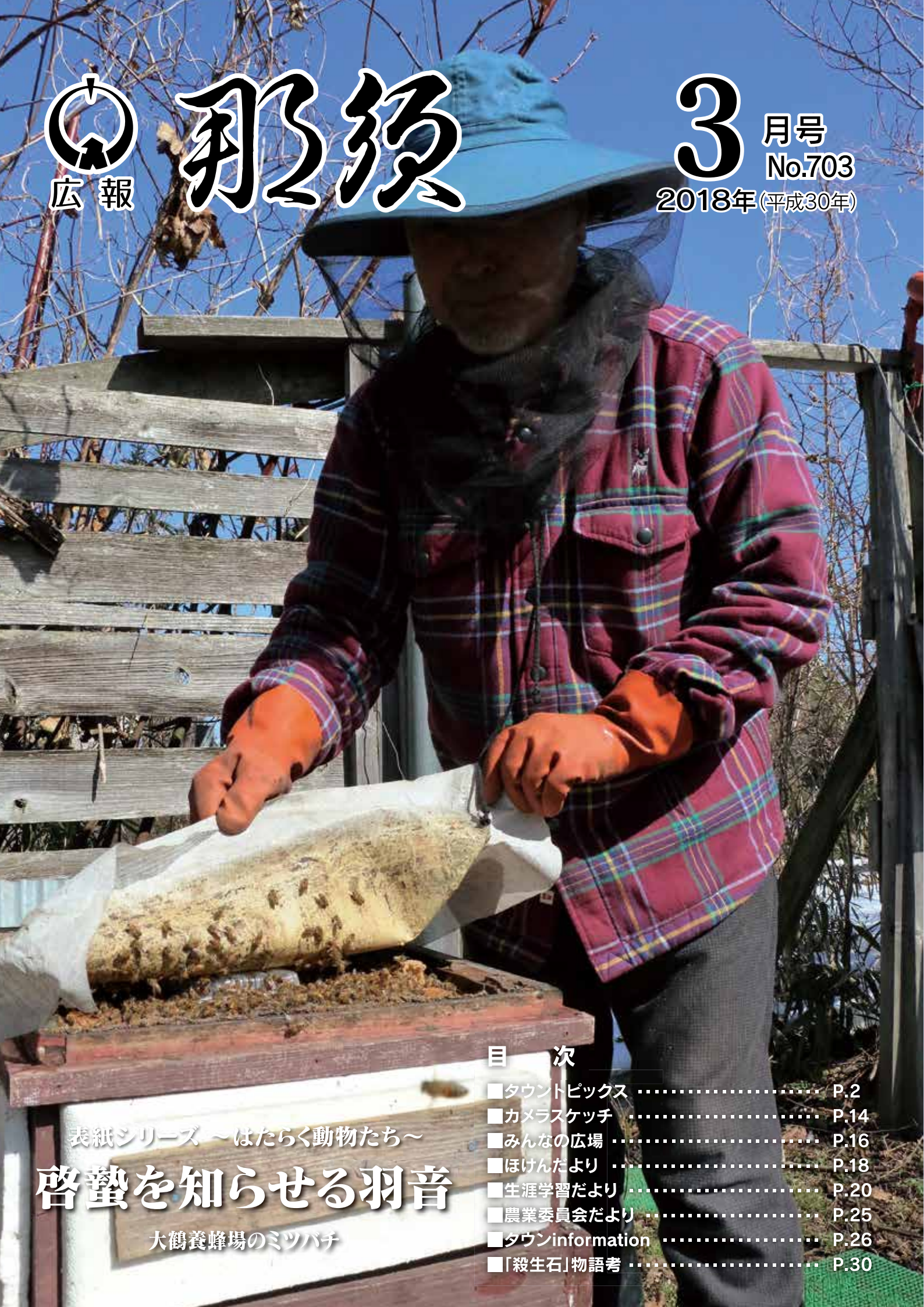




那須

3 月号
No.703
2018年(平成30年)



表紙シリーズ ～はたらく動物たち～
啓蟄を知らせる羽音

大鶴養蜂場のミツバチ

目次

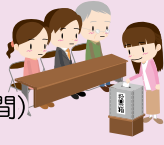
- タウントピックス P.2
- カメラスケッチ P.14
- みんなの広場 P.16
- ほけんだより P.18
- 生涯学習だより P.20
- 農業委員会だより P.25
- タウンinformation P.26
- 「殺生石」物語考 P.30

投票日にサイレンを鳴らします

3月25日(日)の投票日に投票啓発のため全町一斉にサイレンを吹鳴します。火災とお間違えのないようお知らせします。

■サイレン吹鳴の時間

午前7時・正午・午後7時(30秒間)



3月25日(日)は町長選挙・町議会議員補欠選挙(欠員2名)の投票日です

投票日 3月25日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時
▼投票できる方

○平成12年3月26日以前に生まれた方
○転入者については、平成29年12月19日以前に那須町に転入届をし、引き続き3カ月以上那須町に住民登録をされている方

▼投票所

- 第1投票区 那須町ゆうゆうセンター
- 第2投票区 黒田原小学校体育館
- 第3投票区 田中地区コミュニティセンター
- 第4投票区 那須町農村婦人の家
- 第5投票区 田代友愛小学校体育館
- 第6投票区 旧室野井小学校体育館
- 第7投票区 高原公民館
- 第8投票区 那須高原小学校体育館
- 第9投票区 旧大沢小学校体育館
- 第10投票区 大島地区コミュニティセンター
- 第11投票区 逃室地区集会所施設
- 第12投票区 夕狩集会所
- 第13投票区 成沢地区集落センター
- 第14投票区 芦野基幹集落センター
- 第15投票区 寄居集落センター
- 第16投票区 富岡集落センター

○第17投票区 伊王野基幹集落センター

○第18投票区 美野沢体育センター

○第19投票区 稲沢地区集落センター

期日前投票
3月21日(水・祝)～24日(土)

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けない時は期日前投票ができます。今回の選挙では役場本庁と高原公民館で期日前投票ができます。

▼期日前投票所および投票時間

- 役場本庁町民ホール 午前8時30分～午後8時
- 高原公民館 午前9時～午後6時

※場所によつて期日前投票ができる時間が異なりますのでご注意ください。

入場券をお持ちください

入場券は告示日(3月20日)以降に郵送します。期日前投票をするときは、裏面が宣誓書になっていますので、あらかじめ記入してお持ちください。

不在者投票

仕事や旅行などで他市町村に滞在する方は、不在者投票ができます。

また、病院や介護施設(県指定施設)などに入院、入所されている方は、今までどおり不在者投票ができます。身体障害者手帳等をお持ちの方で郵便投票証明書の交付を受けている方は、郵便による不在者投票もできます。不在者投票は日数を要しますのでお早めに請求またはお問い合わせください。

選挙公報について

選挙公報は、3月23日以降に新聞折り込みで配布いたします。また、役場本庁、各支所、図書館、文化センター等の町施設にも配置するほか、ホームページにも掲載します。新聞を購読していない世帯で郵送での配布を希望する場合は、お手数ですが選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう

▼選挙運動ができる期間

選挙運動ができる期間は、告示日(今回の選挙の場合は、3月20日)に立候補の届出が受理されてから、投票日の前日(3月24日)までの5日間です。告示日より前の選挙運動は、すべて事前運動として禁止されています。

▼やってはいけない選挙運動

選挙の自由と公正を守るため、公職選挙法は、選挙運動のうち様々な行為を禁止していますが、次の行為は、その代表的なものです。

○買収

選挙違反のうちで、一番悪質な犯罪です。買収罪は、当選を得る目的でお金や品物を渡したり、食事や酒などをごちそうしたりすることで成立しますが、これらの申込みや約束をしただけの場合でも成立します。

○戸別訪問

選挙運動の目的で戸別に有権者の家などを訪問することは、すべての人について禁止されています。

○飲食物の提供

選挙運動に関して、飲食物(湯茶・通常用いられる程度の茶菓子を除きます)を提供することは、すべての人について禁止されています。

あなたの一票 未来のために

選挙は、私たちの意見を政治に反映させる大切な機会です。貴重な一票を無駄にすることなく必ず投票しましょう。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局

☎ 726927

那須町田中複合施設「りぼーる・たなか」オープン

平成26年3月に閉校となった田中小学校校舎を改修して、新たに「子育て支援施設」「体育支援施設」「高齢者活動支援施設」「地域コミュニティ活動支援施設」「中小企業等育成支援施設」で構成される複合施設としてオープンします。

ぜひご利用ください。

■愛称について

旧田中小学校と同様に地域に愛される施設として「生まれ変わった学校『reborn school（リボーンスクール）』」という意味をこめて命名しました。

■利用開始期日

平成30年4月2日（月）午前9時から利用と予約の受付を開始します。予約については、使用する日の6カ月前の月の初日（休館日の場合はその翌日）から予約ができます。中小企業等育成支援施設については、当分の間内覧のみといたしますので、あらかじめご了承ください。子育て支援施設のオープン期日、中小企業等育成支援施設の利用の募集については、後日改めて町広報紙等でお知らせいたします。

■各施設の利用・予約方法

利用したい方は、田中複合施設の窓口（旧昇降口付近）にお越しになるか、利用したい施設ごとにお電話でお問い合わせください。駐車場については、校庭または旧校舎裏側をご利用ください。

■施設概要 住所：那須町大字寺子乙1240-1



施設名称		施設概要(所管課)	休館日	利用時間
1 階	子育て支援施設 「わんぱくキッズランド」	子育て相談室 屋内子ども遊び場 ▶子育て支援センター☎71-1137	※オープンの期日等については、後日 広報紙等でお知らせします。	
	体育支援施設	テニスコートクラブハウス (テニスコート建設までは談話室等として無料で一般開放します。※利用の予約はできません) ▶スポーツセンター☎72-5959	・毎週水曜日 (祝日の場合はその翌日) ・年末年始(12月28日~1月4日)	午前9時~ 午後5時
	高齢者活動支援施設	高齢者が気軽に集う健康体操 コミュニケーションスペース ▶保健福祉課☎72-6917		
2 階	地域コミュニティ活動支援施設	文化活動、コミュニティ活動施設 ▶文化センター☎72-6565	当分の間田中複合施設の開館日のみの 内覧といたします。	
	中小企業等育成支援施設	中小企業や新規起業者が賃貸できる事務所等 ▶観光商工課☎72-6918		

■使用料金表

施設名	区分	料金		
		町内	町外	営利目的
子育て支援施設/体育支援施設	終日	無料		
高齢者活動支援施設 地域コミュニティ活動支援施設	1時間	無料	100円	300円
	1日間	無料	500円	1,500円
	1週間	1,000円	3,000円	9,000円
	2週間	2,000円	6,000円	18,000円
	3週間	3,000円	9,000円	27,000円
1カ月	4,000円	12,000円	36,000円	
中小企業等育成支援施設	1カ月	30,000円		

■問合せ 生涯学習課文化センター ☎72-6565

不要になった小型家電を回収しています

町では平成26年から、ご家庭で不要になった小型家電を回収しています。小型家電に含まれる貴重な資源をリサイクルによって有効活用していくために、引き続き回収のご協力をお願いします。

▼回収対象

各施設に設置されている回収ボックス（投入口60cm×30cm）に入る使用済み小型家電

▼回収場所

役場本庁町民ホール、伊王野支所、荻野支所、湯本支所、町文化センター、ゆめプラザ・那須、道の駅那須高原友愛の森（観光交流センター）、クリーンステーション那須

※回収ボックスに入らない大きさのものは、クリーンステーション那須にお持ち込みください。



▼回収品目の例

携帯電話、電話機などの通信機器類、パソコンおよびプリンターなどの周辺機器、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機器、デジタルオーディオプレイヤー、DVDレコーダーなどの音楽・映像関連機器類、電子レンジ、ヘアドライヤーなどの調理用、美容電気機器類など

▼回収できない品目

家電リサイクル法で指定されている家電品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯・乾燥機）、木製品を含むスピーカー、こたつ、電子オルガン、破砕困難物である電気毛布、電気カーペット、有害物質を含む小型家電（蛍光灯、フロンガス式除湿器、乾電池、二次電池）

また、小型家電に含まれる金属などの資源を2020年東京オリンピック・パラリンピックの入賞メダルに活用する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に町も参加しています。金属類が多く含まれる携帯電話、パソコンが対象です。

主催・東京2020組織委員会

※「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」については日本環境衛生センターのホームページをご確認ください。

▼問合せ 環境課環境衛生係

☎ 0916

那須町移住定住支援コーディネーター業務受託者を募集します



当町への移住希望者に対して、移住相談・SNS等による情報発信、また移住定住者に対して円滑な地域生活の支援等を行っていただく受託者を次のとおり募集します。

▼職種

移住定住支援コーディネーター

▼募集人員 1名

▼委託期間 契約締結日（平成30年5月1日予定）～平成31年3月31日

▼業務委託料

提案の内容による見積額から算出（上限350万円）

▼業務内容

- ・移住相談者への対応
- ・移住定住に関する情報の発信
- ・移住定住者に対して円滑な地域生活の支援等
- ・首都圏等で開催される移住定住イベントでの対応
- ・移住定住促進事業の開催
- ・その他、移住定住促進に関する業務

▼応募要件

- ・移住希望者等の相談業務、移住に関する取組への助言、移住者の誘致に携わった経験者またはこれに相当する知識を有すると認められる方
- ・土日の相談対応も可能な方等

▼申込受付期間

3月1日（木）～3月26日（月）

▼選考方法

書類選考およびプレゼンテーションを実施します。

▼申込方法

所定の申込書（町ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入し、履歴書、業務提案書とともに郵送または役場本庁ふるさと定住課に直接提出してください。

▼申込み・問合せ

ふるさと定住課定住促進係

☎ 0916

〒3329-3292

那須町大字寺子丙3-13

<http://www.town.nasu.lg.jp>

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼申込み・問合せ

ふるさと定住課定住促進係

☎ 0916

〒3329-3292

那須町大字寺子丙3-13

<http://www.town.nasu.lg.jp>

☎ 0916



学校臨時職員等を募集します

○教育活動指導助手

- ▼職 種 教育活動指導助手
- ▼内 容 町立小学校の特別な支援を必要とする児童が在籍する学級での学習指導や生活指導の補助

▼募集人員 若干名

- ▼雇用期間 4月1日～平成31年3月31日の所属学校長が勤務を命ずる日（長期休業期間を除く。6カ月経過時に更新）
- ▼勤務時間（原則）1日当たり5時間45分

- ▼資 格 原則として、小・中・養のいずれかの教員免許状を有する者（取得見込み含む）
- ▼賃 金 時給1,300円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼福利厚生 社会保険、雇用保険に加入

- ▼申込み 希望される方は、学校教育課にお問い合わせください。
- ▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎(7)6922
- ▼申込期限 3月16日(金)
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。

○学校臨時用務員

- ▼募集人員 若干名
- ▼内 容 校舎内外の巡視および清掃など
- ▼雇用期間 4月1日～9月30日

の所属学校長が勤務を命ずる日（6カ月更新あり）

- ▼勤務場所 町立小中学校
- ▼勤務時間 1日当たり7時間45分
- ▼賃 金 日額6,200円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼福利厚生 社会保険、雇用保険に加入

- ▼申込み 希望される方は、学校教育課にお問い合わせください。
- ▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎(7)6922
- ▼申込期限 3月16日(金)
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。

○心の教室相談員

- ▼募集人員 若干名
- ▼内 容 児童、生徒、保護者の教育相談

- ▼雇用期間 4月1日～平成31年3月31日の所属学校長が勤務を命ずる日（1週当たり4日）
- ▼勤務場所 町立小中学校
- ▼勤務時間 1日当たり5時間
- ▼賃 金 時給1,000円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼申込み 希望される方は、学校教育課にお問い合わせください。
- ▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎(7)6922
- ▼申込期限 3月16日(金)
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。

○作業療法士

- ▼募集人員 若干名
- ▼内 容 不適応や発達障害その他の配慮を要する児童生徒の支援

- ▼雇用期間 4月1日～平成31年3月31日
- ▼勤務場所 町立小中学校および保育園

- ▼資 格 作業療法士の有資格者
- ▼報酬 月額250,000円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼申込み 希望される方は、学校教育課にお問い合わせください。
- ▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎(7)6922
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。



子どもの遊び場 臨時職員募集

○プレイスタッフ

▼募集人員 3人程度

- ▼内 容 屋内子どもの遊び場での子どもの見守りと指導、遊具管理・清掃等
- ▼雇用期間 5月1日～9月30日（期間延長の契約更新あり）
- ▼勤務場所 那須町田中複合施設「わんぱくキッズランド」（旧田中小）

- ▼勤務時間 1日7時間
- ▼勤務日数 月12日程度（応相談）
- ▼休日等 水曜日
- ※シフトによって土日・祝日の勤務があります。
- ▼賃 金 時給850円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼福利厚生 雇用保険・労災保険に加入
- ▼申込み 総務課で町臨時職員の登録後、3月30日(金)までに履歴書を子育て支援センター（ゆめプラザ・那須内）へ提出
- ▼採用決定 面接後、本人に通知します。
- ▼問合せ 子育て支援センター ☎(7)1137





旧朝日小学校が 生まれ変わります

平成28年度3月末をもって閉校した旧朝日小学校は、地域コミュニティ活動の中心地であったことから、校舎およびグラウンドの利活用に際し地域の振興発展に寄与する事業者を公募し、跡地利用者を決定いたしました。

▼旧朝日小学校跡地利用者

株式会社コミュニティネット

(東京都千代田区有楽町1-7
1有楽町電気ビル南館5階)

▼旧朝日小学校を利用した主な事業内容

- ・コミュニティカフェ
- ・市場での野菜、自然食の販売
- ・よろず相談所
- ・こころと体の健康室
- ・乳製品の加工所
- ・障がい者のグループホーム
- ・サービス付き高齢者住宅の運営
- ・人形劇団 など

▼問合せ 総務課契約管理係

☎ 6902



那須地域における山地災害対策に関する 協定を結びました



1月25日、栃木県建設業協会那須支部会館で、「那須地域における山地災害対策に関する協定」の調印式が行われました。

この協定は、県と栃木県北建設業協同組合が連携・協力し、大田原市、那須塩原市及び那須町内における山地災害の未然防止、減災、早期復旧に向けた推進を目的に締結されたものです。

ふるさと納税 お礼品協力事業者の募集について

ふるさと納税（ふるさと那須町応援寄附金）を寄附いただいた方へ送るお礼品を平成30年4月から大幅に見直します。

また、見直しに合わせふるさと納税制度を活用し、町の魅力を全国へ発信するお礼品協力事業者を募集します。

▼募集要件

- ・町内に事業所がある企業、個人事業主等
- ・町税の滞納がないこと
- ・インターネットまたはファックスでの対応が可能なこと



※その他、お礼品選定基準等がありますので詳しくはお問い合わせください

▼問合せ 企画財政課まちづくり係 ☎ 6935

請求手続きはお済みですか？ 第十回特別弔慰金

戦没者等の死亡当時のご遺族で平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。請求がお済みでない方は、期限までに保健福祉課で手続きしてください。

▼対象者

- ①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りません。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期間

平成30年4月2日(月)まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができません。

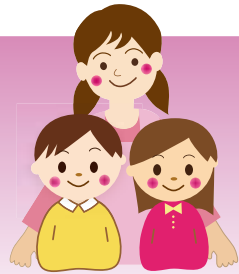
▼問合せ

保健福祉課福祉係 ☎ 6917

高久小学校放課後児童クラブ指導員募集

高久小学校放課後児童クラブ（学童保育にここクラブ）では、指導員を募集しています。
（保育士・教員等の資格がある方歓迎）

- 勤務時間 4～5時間
- 勤務要件 週1～4日勤務可能な方
- ※詳しくはクラブまでお問い合わせください。
- 申込み・問合せ 学童保育にここクラブ ☎64-5541



町ジュニアリーダーズクラブ & ジュニア学芸員メンバー大募集



町ジュニアリーダーズクラブとジュニア学芸員の新メンバーを募集します！他の学校の友だちがきたり、普段できない体験ができてみませんか。ぜひ一緒に楽しく活動してみませんか。お気軽にお問い合わせください。

【ジュニア学芸員】

▼対象者 町内の中学生

▼集会 月に2回

※土曜日の午前中に歴史探訪館で活動します。

▼活動内容 歴史探訪館感謝祭のボランティアガイドや土器づくりなど、町の歴史や魅力を再発見できる活動を行います。

▼対象者 町在住または在学中の学生と高校生

▼集会 月に1～2回

※土曜日の午後や平日の夜に町文化センターで活動します。

▼活動内容 子どもフェスティバルの企画・運営や大洗町との交流

☎726923

こども未来課がゆめプラザ・那須へ移転します

「こども未来課」（現在は役場本庁舎1階）が、4月からゆめプラザ・那須（保健センターと同じ事務室内）に移転します。

今後は、同室の保健センターや同じ建物内の子育て支援センター等とさらに連携し、町の未来を担う子どもたちのために、妊娠期から18歳まで切れ目のない支援を行ってまいります。

これに伴い、児童手当等の支給事務およびこども医療費等の医療費助成事務は住民生活課に移管されます。申請等の手続きはこれまでどおり本庁舎1階で行うことができます。

なお、こども未来課の移転を含めた役場組織の一部改編については、4月号で詳しくお知らせします。

▼問合せ こども未来課

☎726959

那須地域定住自立圏 講演会の開催 「方言で語る 那須地域のいいところ」

私たちが暮らす那須地域の地域資源や魅力について、楽しくわかりやすく学ぶための講演会を開催します。

▼日時 3月10日(土) 午後2時～3時30分

▼場所 黒磯文化会館小ホール (那須塩原市上厚崎490番地)

▼講師 嶋 均三氏 (とちぎ未来大使)

▼参加費 無料

▼定員 400人

※事前申し込みは不要です。

▼問合せ 那須塩原市企画政策課

☎727106



「コミュニティによる統合医療勉強会」

「統合医療」をキーワードに、健康に携わる様々な分野の講師を招き、勉強会（全6回）を開催しています。健康について考えるきっかけとして、ぜひご参加ください。

▼【第6回（最終回）】

▼日時 3月21日(木) 午後1時30分～3時30分

▼場所 文化センター小ホール

▼内容 「地域コミュニティと統合医療のまとめ」

▼講師 小野直哉氏

▼定員 50名

▼参加費 300円（資料代＋飲み物代）

※参加を希望する方は、事前に電話でお申し込みください。

▼申込み・問合せ 地域おこし協力隊 星野瑞季

☎090-9383-1715



住所等を変更する方へ 届出は忘れずに！

3月・4月は、就職・転勤・進学などで転出・転入などの異動が多い時期です。

住所等を変更する場合は必ず届出が必要になりますので、届出をする際には、必要な書類などを忘れないようご注意ください。届出の際、本人確認のため運転免許証などの提示をお願いしています。

届出の種類	必要書類等
転出 (那須町から他の市区町村へ)	窓口に「転出届」の用紙がありますので、転出先の住所等を記入していただきます。 ・届出する方の印鑑 ・国民健康保険被保険者証 (国民健康保険に加入している方) ・後期高齢者医療被保険者証 (75歳以上の方) ・印鑑登録証 (登録している方は転出すると自動的に登録が抹消されます) ・住民基本台帳カードまたは個人番号カード (所有している方は転入先で継続利用ができます) ・転出先住所の分かるもの ・各種医療費助成受給資格者証 (受給している方) ※学生や施設入所者用の被保険者証が必要なときは、その旨お申し出ください。 ※届出ができる方は本人または町内住所の世帯主です。
転入 (他の市区町村から那須町へ)	那須町に転入する方は転入届をしなければなりません。 ・届出する方の印鑑 ・転出証明書 (前住所地の市区町村で発行したもの) ・通知カード (所有している方) ・住民基本台帳カードまたは個人番号カード (所有している方) ・国民年金手帳 (国民年金に加入している方) ※郵送での届出はできません。届出ができる方は本人または新しい住所の世帯主です。
転居 (町内での住所の異動)	窓口に「転居届」の用紙がありますので、転居先の住所等を記入していただきます。 ・届出する方の印鑑 ・国民健康保険被保険者証 (国民健康保険に加入している方) ・後期高齢者医療被保険者証 (75歳以上の方) ・通知カード (所有している方) ・住民基本台帳カードまたは個人番号カード (所有している方) ・国民年金手帳 (国民年金に加入している方) ・各種医療費助成受給資格者証 (受給している方) ※届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。

健康保険・年金の届出も忘れずに！

就職や退職には、健康保険、年金の異動届が必要です。社会保険に加入された方が国民健康保険の保険給付を受けると、町が保険で負担 (給付) した分を返還していただくことになりますので十分ご注意ください。

国民健康保険から社会保険へ	就職によって社会保険に加入した場合 ・届出する方の印鑑 ・国民健康保険被保険者証と社会保険被保険者証 ・年金手帳 ・各種医療費助成受給資格者証 (受給している方)
社会保険から国民健康保険へ	退職によって国民健康保険に加入する場合 ・届出する方の印鑑 ・社会保険離脱証明書等 (退職した日や資格喪失日の分かるもの) ・年金手帳 (国民年金に加入したことがある方) ・各種医療費助成受給資格者証 (受給している方)

入学のため転出する方は、学生用被保険者証の届出をしてください。(在学を証明するものが必要となります)
 また、卒業して就職した方は、学生用被保険者証を使用できませんので住民生活課または各支所へ届出をしてください。

- 問合せ
- 住所変更・印鑑登録について 住民生活課住民年金係 ☎7 2-6 9 0 8
 - 国民健康保険・後期高齢者医療保険について 住民生活課医療保険係 ☎7 2-6 9 0 9
 - 各種医療費助成について こども未来課こども政策係 ☎7 2-6 9 5 9
 - ※4月以降は住民生活課医療保険係 ☎7 2-6 9 0 9
 - 各支所 湯本支所 ☎7 6-3 1 6 0 芦野支所 ☎7 4-0 0 0 2 伊王野支所 ☎7 5-0 0 0 2

平成30年度「協会けんぽ」の保険料率のお知らせ

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ」栃木支部の健康保険料率は現在の9.94%から9.92%に引き下げ、介護保険料率は現在の1.65%から1.57%に引き下げとなります。（平成30年4月納付分から変更）※40歳から64歳の方は介護保険料率が加わります。

詳しい内容はホームページでご確認ください。

■問合せ 協会けんぽ栃木支部 ☎028-616-1692 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

4月から国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるための「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより4月から国民健康保険制度が変わります。

これまで町が保険者となつて国民健康保険を運営していましたが、平成30年度からは県と町がともに保険者となつて運営することになります。これにより県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化が図られます。

国保のしくみは変わりますが、被保険者の方の医療の受け方や保険料の納め方は変わりません。また、各種申請や届け出なども、これまでどおり町の担当窓口で行います。現在お持ちの被保険者証等も同じようにお使いいただけます。

主な変更点

▼被保険者証等について 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には「栃木県」が表記されます。また、70歳から74歳の被保険者の方に発行している高齢受給者証が被保険者

証と一体化します。この一体化に伴い、被保険者証の更新時期が10月から8月に変更となります。

▼高額医療費の多数回該当について これまで高額療養費の多数回該当は、市町間をまたがる住所の異動があつた場合、該当回数が引き継がれませんでした。平成30年度からは、栃木県内のほかの市町への転居で世帯の継続性が認められる場合、多数回該当の回数が通算されます。これにより、被保険者の方の負担軽減が図られます。

▼問合せ 住民生活課医療保険係 ☎726909

県と町の役割分担

県の主な役割	町の主な役割
財政運営の責任主体	国保の資格を管理(保険証の発行や届出の受付)
事務の効率化、標準化、広域化を推進	保険給付の決定・支給
市町ごとの標準保険料率を算定・公表	国民健康保険税の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町への支払い	国保事業費納付金を県に納付

税務署からのお知らせ 平成29年分確定申告 所得税等の納付等について

平成29年分確定申告における所得税等の納期限および振替納税を利用されている方の口座振替日は、下表のとおりとなりますので、納期限までの納税または振替日前の預貯金残額の確認をお願いいたします。

納税が納期限に遅れた場合または残高不足等で口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。

振替納税は、申告所得税および復興特別所得税、個人事業者に係る消費税および地方消費税について、ご利用いただけます。振替納税をご利用いただくと、預貯金残額を確認しておくだけで金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。

なお、ご利用開始に当たっては、口座振替依頼書を各税目の確定分の納期限までにご提出ください。

▼問合せ 大田原税務署 ☎0287-22-3115 (代表) ※自動音声案内に従い番号をお選びください。

税目等		納期限	口座振替日
申告所得税および復興特別所得税	確定分	平成30年3月15日(木)	平成30年4月20日(金)
	延納分	平成30年5月31日(木)	平成30年5月31日(木)
個人事業者の消費税および地方消費税	確定分	平成30年4月2日(月)	平成30年4月25日(水)
贈与税	確定分	平成30年3月15日(木)	利用できません

空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。

測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、役場で掲示しています。

測定日：平成30年2月15日

測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ

単位：マイクロシーベルト/時 (μSv/h)

■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

【町内30カ所の測定結果】 (測定の高さ：地上50cm)

測定場所	測定値	測定場所	測定値	測定場所	測定値
峠の茶屋駐車場	—	共同利用模範牧場入口	0.10	富岡集落センター	0.14
大丸駐車場	0.05	大谷福祉館	0.12	中央運動公園	0.14
県道中塩原板室那須線深沢橋	0.05	夕狩地区集会所	0.09	あたごハイツ	0.10
那須湯本駐車場 (那須高原観光案内センター前)	0.06	千振公民館	0.17	田中地区コミュニティセンター	0.15
湯本支所	0.07	逃室地区集会施設	0.16	芦野支所	0.13
県道那須高原線下守子バス停	0.12	大島コミュニティセンター	0.10	追分バス停	0.13
室野井公民館	0.09	大同集落センター	0.16	蓑沢生活改善センター	0.14
道の駅 那須高原友愛の森	0.12	成沢地区集落センター	0.10	伊王野支所	0.13
池田地区農村センター	0.13	境の明神	0.12	道の駅 東山道伊王野	0.13
県道那須西郷線大沢交差点	0.08	寄居集落センター	0.10	稲沢公民館	0.08

※峠の茶屋駐車場は冬季通行止めにより測定なし。

井戸水等放射能測定結果

井戸水等の安全確保および不安解消を図るため、放射能測定調査を実施した結果、次のとおりでした。

採水日：平成30年2月9日

測定結果：すべての地区において不検出

採水地区：上水道未普及地区のうち10箇所で採水
六斗地、高瀬、豆沢、三ヶ村、寄居大久保、黒川、上郷、大和須、梓

■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

食品に含まれる放射性物質簡易検査のお知らせ

町では、町内消費者の健康と消費生活の安定を図るため、平成23年度から放射性物質の簡易検査を実施しています。

依然として野生の山菜類などには出荷制限・自粛のかかっているものがありますので、検査を希望される方は、環境課放射能対策係までお問い合わせください。

▼検査対象者 町内在住の方

▼検査対象品 次の全てに該当する食品が検査対象となります。

- ① 自家消費のための食品
- ② 県内で採取・製造・加工された食品
- ③ 飲料水・牛乳・乳児用食品を除く一般食品
- ④ 販売・製造元、原材料の産地や採取場所が明らかな食品

野生のキノコや山菜類は出荷できません

本町を含む県内の多くの市町で採取された野生のキノコや山菜類は、放射性物質の影響で出荷制限となっています。出荷・販売はできませんのでご注意ください。

▼出荷制限・自粛品目 (一部抜粋)

原木しいたけ (一部解除)、きのこ (野生)、たけのこ、たらの芽 (野生)、ぜんまい (野生)、栗など

▼検査における注意事項

① 検査は予約制となりますので、事前に来庁または電話によって申し込みをしてください。

② 検査の際には、前処理をした検体が1リットル程度必要となります。

③ 初めの方へは前処理の方法等を説明しますので、窓口に来庁して手続きをしていただく必要があります。

④ 本検査は個別の安全証明を行うものではありませんので、文書による検査結果の交付はいたしません。

⑤ 検査に係る情報は県などの関係機関に提供することがあります。

▼問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940



出荷制限・自粛品目の詳細については、県北環境森林事務所にお問い合わせいただくか、県のホームページでご確認ください。

▼問合せ

県北環境森林事務所

☎0287-233-6365

http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/d07/seigen-ji-

shuku.html

法務省専門職員 (人間科学)採用試験

- 人事院・法務省では、矯正心理専門職、法務教官、保護観察官を募集します。
- ▼受験資格
 - 矯正心理専門職・法務教官または保護観察官
 - ・昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 - ・平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - ①大学を卒業した者および平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
 - 法務教官(社会人)

- ・昭和53年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者
- ▼申込方法 原則としてインターネット申込みをご利用ください。
<http://www.moj.go.jp/>
- ▼受付期間 3月30日(金) 午前9時～4月11日(水)(受信有効)
- ※インターネット申し込みができない場合のみ、3月30日(金)～4月2日(月)の期間に郵送または持参
- ▼第1次試験日 6月10日(日)
- ※詳しくは、法務省ホームページでご確認ください。
- ▼問合せ 東京矯正管区職員課
☎048・600・1502

- 一般職試験(大卒程度)
- ▼受付期間 4月6日(金)～18日(水)
- ▼第1次試験日 6月17日(日)
- 一般職試験(高卒者・社会人(係員級))
- ▼受付期間 6月18日(月)～27日(水)

- 総合職試験(院卒者・大卒程度)
- ▼受付期間 3月30日(金)～4月9日(月)
- ▼第1次試験日 4月29日(日)
- 一般職試験(大卒程度)
- ▼受付期間 4月6日(金)～18日(水)
- ▼第1次試験日 6月17日(日)
- 一般職試験(高卒者・社会人(係員級))
- ▼受付期間 6月18日(月)～27日(水)

国家公務員採用試験

- 総合職試験(院卒者・大卒程度)
- ▼受付期間 3月30日(金) 午前9時～4月11日(水)(受信有効)
- ▼申込方法 原則としてインターネット申込みをご利用ください。
- ▼受付期間 3月30日(金) 午前9時～4月11日(水)(受信有効)

- ▼第1次試験日 9月2日(日)
- ※各試験の申し込みはインターネットで行ってください。
- ▼問合せ 人事院関東事務局
☎048・740・2006
- 国家公務員採用情報NAV1
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyohm>

国税専門官採用試験

- 国税局や税務署において税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。
- ▼受験資格
 - ・昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 - ・平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - ①大学を卒業した者および平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
 - ▼申込方法 原則としてインターネット申込みをご利用ください。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

- ▼受付期間 3月30日(金) 午前9時～4月11日(水)(受信有効)
- ▼試験日
 - ・第1次試験日 6月10日(日)(試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか)
 - ・第2次試験日 7月12日(木)～19日(日)の指定された日(試験地 さいたま市ほか)
- ▼問合せ
 - インターネット申込みに関する問合せ 人事院人材局試験課
☎03・3581・5311
 - 右記以外の問合せ 関東信越国税局人事第二課試験係
☎048・600・3111

労働基準監督官採用試験

- 労働基準監督官は、労働者が安心して働ける職場環境の実現を任務とする専門職の国家公務員です。
- ▼受験資格
 - ・昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 - ・平成9年4月2日以降に生まれの者で次に掲げる者
 - ①大学を卒業した者および平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
 - ▼申込方法 原則としてインターネット申込みをご利用ください。
 - ▼受付期間 3月30日(金) 午前9時～4月11日(水)(受信有効)

- ▼採用予定
 - ・労働基準監督官A(法文系) 約210名
 - ・労働基準監督官B(理工系) 約70名
- ▼試験日
 - ・第1次試験日 6月10日(日)(試験地 さいたま市、東京都ほか)
 - ・第2次試験日 7月11日(水)～13日(金)の指定された日
- ※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>
- ▼問合せ 栃木労働局監督課
☎028・634・9115





那須岳の噴火を想定した 合同訓練を実施しました

1月30日、町文化センターで那須岳の噴火を想定した那須岳火山防災合同訓練を開催しました。訓練には、近隣市町村や警察、消防、日光砂防事務所など那須岳火山防災協議会の構成機関が参加しました。

午前の部は、噴火警戒レベルが3（入山規制）から4（避難準備）に引き上げられ、山頂から半径4kmの範囲の入山規制措置が必要となった場合を想定し、机上訓練を行いました。参加者は規制ポイントの確認、規制範囲にある観光施設等の対応、近隣市町村の「避難準備・高齢者等避難開始」発令について議論しました。



午後の部は、噴火警戒レベルが3（入山規制）から4（避難準備）に引き上げられ、規制範囲近隣の小学校児童の避難および観光施設（観光客）への情報伝達が必要となった際の対応について訓練を実施しました。この訓練では、那須小学校児童の避難訓練や保護者への引き渡しが行われました。

那須小学校では町からの避難指示発令を受け、防災頭巾とマスクを着用した児童33名と教員9名が町公用車11台に分乗して町文化センターまで避難し、無事に保護者への引き渡しを行うことができました。



同日午後には大ホールで講演会が開催され、町内外から多くの方が参加しました。火山防災に関する専門家3名（宇都宮大学名誉教授 中村洋一氏、防災科学技術研究所 棚田俊收氏、宇都宮地方気象台 福田信夫氏）が講演し、多くの登山客や観光客が訪れる本町での火山防災体制整備の重要性について説明があったほか、那須岳に設置されている火山活動を調査するための機器の紹介やデータの公開、気象庁が発表する火山防災情報や種類についての説明がありました。

訓練と講演会には、関係機関、住民等合わせて472名が参加しました。



防災のワンポイント

甚大な被害があった東日本大震災から7年が経ちます。東日本大震災の教訓を活かし、地震が発生しても、慌てず落ち着いて行動しましょう。

【発災時の行動】

- ① 落下物等から、自分の身を守る。
- ② 揺れが収まってから行動する。
- ③ 出口を確認する。
- ④ 火元を確認する。
- ⑤ ガラス窓や扉から離れる。
- ⑥ プレーカーを落として通電させない。
- ⑦ 電気のスイッチに触らない。
- ⑧ 不要不急の電話の使用は控える。

ヤフー！ 防災速報

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。

携帯電話やパソコンなどでURL

(<http://yahoo.jp/lhPO5z>)

QRコードを読み取ってアクセスしてください。※メール版もあります。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用した 情報伝達訓練が全国一斉に実施されます

Jアラートを使用した情報伝達訓練として、防災行政無線による拡声放送と「那須町安全安心メール」登録者（防災・防犯情報登録者のみ）にメールの配信を行います。

訓練ですので、お間違いないようご注意ください。（配信時間と内容は、都合により中止または変更することがあります）

▼日時 3月14日(水)

▼時間 11時00分頃

▼訓練内容

国から配信された情報を町内に設置している防災行政無線により拡声放送を行うとともに、那須町安全安心メール登録者にメールを配信します。

○拡声放送内容

「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返されます）

○メール配信内容

・表題「国民保護情報」
・本文「これは、Jアラートのテストです。」

※那須町安全安心メールを登録していない方は、この機会に登録をお願いします。すでに那須町安全安心メールに登録されている方は、メールが受信できたかを確認してください。（受信確認の連絡は不要です）メールが受信できなかった方は、那須町安全安心メールの設定の確認、またはメール配信の登録をお願いします。

全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星および地上回線を用いて国から送信し、市町村防災行政無線等の情報伝達手段を自動で起動することにより、国から直接住民に対し緊急情報を瞬時に伝達する手段です。

那須町安全安心メール登録のお願い

「那須町安全安心メール」とは、電子メールを使ってみなさんの携帯電話などに防災・防犯（停電）、火災情報等をお知らせするサービスです。ぜひご利用ください。

【配信登録の方法】

①お手持ちの携帯電話等から「-inasu@sg.m.jp」あてに、空メールを送信してください。QRコード対応機種であれば、左のQRコードを読み取ってアクセスしてください。



平成30年春季全国火災予防運動 「火の用心 ことばを形に 習慣に」

春は火災が発生しやすい時期です。春季全国火災予防運動は、火災を未然に防ぐために火災予防の考え方をみなさんに広く知ってもらうことで、火災が起きにくい環境を作り、高齢者を含めた死者を減らすことや家などの財産の損失を防ぐことが目的の運動です。

▼実施期間 3月1日(木)～7日(水)

住宅防火 いのちを守る
7つのポイント（3つの習慣・4つの対策）

【3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▼問合せ

○那須地区消防本部予防課
☎0287-28-5103

○那須消防署

☎72-1215

○那須消防署湯本分署

☎76-3200